

基本的考え方報告書（R3.6報告）

- 議会のデジタル化の大きな目的は、**平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮し、住民とのコミュニケーションを確保すること**
- **デジタル・インクルージョン**（デジタル化により、**性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人を包摂すること**）の視点を持ち、**根拠・データに基づく政策提案や政策評価を意識**することが重要

オンライン委員会に係る経過

- 令和2年4月30日、総務省は、**オンライン本会議の開催はできないが、条例等を整備しオンライン委員会を開催することは可能**であると通知
- 令和3年9月には、岐阜県輪之内町で新型コロナウイルス感染症に感染等し、議員全員が参集できず自然閉会となった事例が発生
- 令和3年9月には、デジタル庁が発足（本会でもヒアリングを実施）

オンライン委員会を開催する意義

- **コロナ禍や災害時**などにおいても、審議を実質的に深める場である委員会を開会できるようになる
- **育児、介護**等の理由により委員会審査に出席したくてもできない議員が委員会に出席できるようになる（女性や若者等多様な人材の参画につながる）